

本案件は2021年7月21日に公示しましたが応募がなかったため再公示します。

公 示 日 : 2021年9月1日

調達管理番号 : 21a00475

国 名 : コロンビア

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

調 達 件 名 : コロンビア国(科学技術)デジタル基盤上のウシ体内フローラと
草地管理の最適化による地域バリューチェーン創出プロジェクト
詳細計画策定調査(評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格付 : 3号~4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021年10月中旬から12月中旬
- (2) 業務M/M : 現地 0.70M/M、国内 0.70M/M、合計 1.40M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 整理期間
7日 21日 7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 9月22日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ
➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◆ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA本部1階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

◆ 評価結果の通知：2021年10月8日までに個別通知
提出されたプロポーザルをJICAで評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|-----|
| ① 業務実施の基本方針 | 16点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|--------------------|-----|
| ① 類似業務の経験 | 40点 |
| ② 対象国又は同類似地域での業務経験 | 8点 |
| ③ 語学力 | 16点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16点 |

(計100点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国／類似地域	全途上国
語学の種類	英語（スペイン語ができれば尚可）

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：黄熱病

6. 業務の背景

コロンビアでは畜産セクター（主に牛肉生産）が、農村の19%、全国の約6%の雇用を創出するとともに、1.3%のGDPを生む主要産業であり、国の経済発展にとって重要な役割を果たしている。コロンビアは、生物多様性に富んだ広大な湿生環境を有し、年間を通して一定かつ十分な太陽エネルギーを享受できることから、持続可能な牧畜業を営む上で有利な農業生態学的条件が整っている。

現在、コロンビアの牛肉生産量は、国内消費を満たすのに適量な年間約90万トンで推移しており、輸出はロシアを中心に年間平均2万5,000トン程度に留まっているが、環太平洋諸国における肉製品の需要は高く、経済戦略として牛肉輸出を増やすためにコロンビア政府は良港に近いカリブ沿岸地域で「ミートクラスター事業」を開始した。特に、「Grass-fed 牛肉」という牧草のみで飼育された牛肉が高値で取引されることから、放牧飼育に力を入れている。しかし、生産

に関する情報のほとんどが紙ベースで管理されており、ミートクラスター地域における情報基盤が脆弱であり、生産現場からと畜場までを繋ぎ、輸出に必要なトレーサビリティを提供する牛肉デジタル基盤の構築が必要となっている。

コロンビアの牛肉生産のための放牧地は、全国土の 1/3 (3500 万 ha) と広大な面積を占めているものの、放牧地 1haあたりの飼養頭数は 0.6 と著しく低く粗放的であり、また食肉として出荷されるまでの肥育期間も 40 カ月と長い。この背景には、コロンビアでは大部分が飼養頭数 10 頭以下の小規模農家であり、それら多くの農民は効率的に牛を飼養する十分な知識・技術を有しておらず、過放牧や乾期の餌不足など粗放的な牧草管理のため生産性が向上しない原因となっている。このため、牛自体が持つ遺伝的な形質を生かし日増体重を効率的に増加させる技術や、放牧地における牧草の生育モニタリングを基盤とした乾期の飼料供給能力を向上させるための技術などの開発と普及により、農家の飼育管理技術を向上させることが求められている。

このような状況を踏まえ、コロンビア政府は、生産基盤の開発から畜産農家への技術普及までを包括する牛肉生産のデジタルプラットフォームを構築することにより、牛肉生産の安定化と生産性の向上を図り、もってコロンビア牛肉の新たな地域バリューチェーンの構築と輸出機会の増大に寄与すること目的とした地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS) プロジェクトの実施を我が国に要請した。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理したうえで、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトの内容を協議議事録 (M/M) で合意するとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2021 年 10 月中旬～10 月下旬)

- ① 要請背景及び協力内容を把握（要請書・暫定研究計画書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ② 担当分野に係る調査計画・方針案を検討する。必要な訪問先を抽出し、

現地での調査日程（案）の作成に協力する。

- ③ 相手国関係機関への事前質問項目（案）を取りまとめる。なお、質問票を事前にコロンビア側に配布する場合には、JICA 担当部署と相談の上、JICA コロンビア支所を通じて配布する。
- ④ PDM (Project Design Matrix)案（和文・英文）、PO (Plan of Operation)案（和文・英文）、および事業事前評価表案（和文）の担当部分や関連部分を検討する。
- ⑤ 対処方針案（和文）の作成に協力する。
- ⑥ JICA 担当部が企画する団内勉強会や対処方針会議に参加し、協議結果の取りまとめに協力する。

（2）現地業務期間（2021年10月下旬～11月中旬）

- ① JICA コロンビア支所との打合せに参加する。
- ② コロンビア側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 事前に配布した質問票を回収、整理するとともに、プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報の収集、整理、分析を行うと共にヒアリング議事録を作成する。主な情報収集の内容は以下のとおり。
 - ア）コロンビアの開発計画・政策における本プロジェクトの位置付け
 - イ）コロンビアの案件関連分野（農業・畜産セクター）における開発動向
 - ウ）基本統計情報、既存資料、関連法令情報等
 - エ）コロンビアの実施機関であるコロンビア農業・牧畜研究機構（AGROSAVIA）、国際熱帯農業センター（CIAT）、コロンビア畜産連盟（FEDEGAN）、農業農林開発省（MADR）等の組織体制、人員、予算、関連する研究・開発課題等
 - オ）当該関連分野に係る他ドナーの援助動向
 - カ）我が国の農業・畜産分野における協力効果の発現状況
 - キ）支援対象地域の社会や家庭内における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等
 - ク）プロジェクト実施に係る先方負担事項
 - ケ）社会実装のために連携活動が想定されているコロンビア協力企業の事業実績や今後の事業計画等
- ④ 調査団及びコロンビア側関係機関と協議のうえ、PDM（案）（英文・和文）、PO（案）（英文・和文）、M/M（案）（英文）の作成に協力する。
- ⑤ コロンビア側関係機関との協議で合意された内容に基づき、R/D（案）（英文）の作成に協力する。

- ⑥ 国内準備並びに現地調査で得られた結果を基に、他の調査団員並び相手国側 C/P 等とともに評価 6 項目の観点から評価を行い、事業事前評価表（案）の作成に協力する。
 - ⑦ 担当分野に係る現地調査結果を JICA コロンビア支所、大使館等に報告する。
- (3) 帰国後整理期間（2021 年 11 月下旬～12 月上旬）
- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
 - ② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ③ 事業事前評価表（案）（和文・英文）の作成に協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 業務完了報告書
2021 年 12 月 10 日までに提出。
次の①～③を電子データにて提出すること。
 - ① 担当分野にかかる詳細計画策定調査結果報告書（和文）
 - ② 事業事前評価表（案）（和文）
 - ③ 調査における面談議事録・収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ヒューストン／アトランタ⇒ボゴタ⇒ヒューストン／アトランタ⇒日本を標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - 1) 現地業務日程

現地業務期間は 2021 年 10 月 31 日～11 月 20 日を予定しています。
本業務従事者は、JICA 調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

2) 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 研究総括 (名古屋大学)
- ウ) 研究計画 (JST※)
- エ) 研究調整 (JST)
- オ) 協力企画 (JICA)
- カ) 評価分析 (本コンサルタント)

※国立研究開発法人 科学技術振興機構

3) 便宜供与内容

JICA コロンビア支所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり。
- イ) 宿舎手配：あり。
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上：必要に応じて、英語 ⇄ スペイン語の通訳を提供。翻訳に係る傭人の提供はありません。
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム (TEL:03-5226-3159) にて配布します。
 - ・要請書 (英文)
- ② 本業務に関する以下の資料が JST のウェブサイトで公開されています。
 - ・研究課題の概要
<https://www.jst.go.jp/pr/info/info1510/pdf/info1510.pdf>
- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コロンビア支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。新型コロナウイルスの流行その他の状況を踏まえ、現地渡航が不可となった場合は、現地人材を活用する等の代替案を検討し、遠隔で

の調査実施に変更する可能性があります。